

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【公開番号】特開2019-54278(P2019-54278A)

【公開日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-013

【出願番号】特願2018-227057(P2018-227057)

【国際特許分類】

H 01 L 51/50 (2006.01)

H 05 B 33/12 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/14 B

H 05 B 33/12 B

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月23日(2019.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画素部は、第1の画素乃至第3の画素を有し、

前記第1の画素は赤色に発光する第1のEL素子を有し、

前記第2の画素は緑色に発光する第2のEL素子を有し、

前記第3の画素は青色に発光する第3のEL素子を有し、

前記第1のEL素子乃至前記第3のEL素子における共通の層として、電子輸送層を有し、

前記第1のEL素子は、トリプレットより発光する有機化合物を有し、

前記第3のEL素子は、シングレットより発光する有機化合物をする、

アクティブマトリクス型発光装置。

【請求項2】

画素部は、第1の画素乃至第3の画素を有し、

前記第1の画素は赤色に発光する第1のEL素子を有し、

前記第2の画素は緑色に発光する第2のEL素子を有し、

前記第3の画素は青色に発光する第3のEL素子を有し、

前記第1のEL素子乃至前記第3のEL素子がそれぞれ有する画素電極の端部を覆う絶縁膜を有し、

前記第1のEL素子乃至前記第3のEL素子において、電子輸送層は、共通の層として設けられ、且つ前記絶縁膜上と重なる領域を有し、

前記第1のEL素子は、トリプレットより発光する有機化合物を有し、

前記第3のEL素子は、シングレットより発光する有機化合物をする、

アクティブマトリクス型発光装置。

【請求項3】

画素部は、第1の画素乃至第3の画素を有し、

前記第1の画素は赤色に発光する第1のEL素子を有し、

前記第2の画素は緑色に発光する第2のEL素子を有し、

前記第3の画素は青色に発光する第3のEL素子を有し、

前記第1のEL素子乃至前記第3のEL素子がそれぞれ有する画素電極の端部を覆う絶縁膜を有し、

前記第1のEL素子乃至前記第3のEL素子において、電子輸送層は、共通の層として設けられ、且つ前記絶縁膜を跨ぐ領域を有し、

前記第1のEL素子は、トリプレットより発光する有機化合物を有し、

前記第3のEL素子は、シングレットより発光する有機化合物をする、
アクティブマトリクス型発光装置。

【請求項4】

画素部は、第1の画素乃至第3の画素を有し、

前記第1の画素は赤色に発光する第1のEL素子を有し、

前記第2の画素は緑色に発光する第2のEL素子を有し、

前記第3の画素は青色に発光する第3のEL素子を有し、

前記第1のEL素子乃至前記第3のEL素子がそれぞれ有する画素電極の端部を覆うバンクを有し、

前記第1のEL素子乃至前記第3のEL素子において、電子輸送層は、共通の層として設けられ、且つ前記バンク上と重なる領域を有し、

前記第1のEL素子は、トリプレットより発光する有機化合物を有し、

前記第3のEL素子は、シングレットより発光する有機化合物をする、
アクティブマトリクス型発光装置。

【請求項5】

画素部は、第1の画素乃至第3の画素を有し、

前記第1の画素は赤色に発光する第1のEL素子を有し、

前記第2の画素は緑色に発光する第2のEL素子を有し、

前記第3の画素は青色に発光する第3のEL素子を有し、

前記第1のEL素子乃至前記第3のEL素子がそれぞれ有する画素電極の端部を覆うバンクを有し、

前記第1のEL素子乃至前記第3のEL素子において、電子輸送層は、共通の層として設けられ、且つ前記バンクを跨ぐ領域を有し、

前記第1のEL素子は、トリプレットより発光する有機化合物を有し、

前記第3のEL素子は、シングレットより発光する有機化合物をする、
アクティブマトリクス型発光装置。